

○ 「大気汚染防止法」のばい煙発生施設に関するばいじん排出基準

番号	令別表第1の番号	施設名	規模	On [%]	排出基準[g/m <sup>3</sup> N]			備考
					一般	特別	旧特別	
1	1	ボイラーのうちガスを専焼させるもの(5の項に掲げるものを除く。)	4以上	5	0.05	0.03	0.05	
			4未満	5	0.10	0.05	-	
2	1	ボイラーのうち重油その他の液体燃料(紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下この表において同じ。)を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの(5の項に掲げるものを除く。)	20以上	4	0.05*	0.04	0.05	*既設は0.07
			4~20	4	0.15**	0.05	0.05	**既設は0.18
			1~4	4	0.25	0.15	0.20	※当分の間Os
			1未満	4※	0.30	0.15	0.20	
3	1	ボイラーのうち紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼させるもの並びに紙パルプの製造に伴い発生する黒液及びガス又は液体燃料を混焼させるもの(5の項に掲げるものを除く。)	20以上	Os	0.15*	0.10	-	*既設は0.20
			4~20	Os	0.25**	0.15	0.20	**既設は0.35
			4未満	Os	0.30**	0.15	0.20	
附	1	ボイラーのうちH7.7.2まで発熱量20,930.25kJ/kg以下の石炭を専焼させており、かつ、H7.7.3以降発熱量23,023.275kJ/kg以下の石炭を専焼させるもの	20以上	6	0.10*	0.05	0.40	*既設は0.45
			4~20	6	0.20*	0.10	0.40	
			4未満	6	0.30*	0.15	0.40	
附	1	ボイラーのうち石炭(発熱量20,930.25kJ/kg以下のものに限る。)を燃焼させるもの(5の項に掲げるものを除く。)	20以上	6	0.10*	0.05	0.40	*既設は0.15
			4~20	6	0.20**	0.10	0.40	**既設は0.25
			4未満	6	0.30※	0.15	0.40	※既設は0.35
4	1	ボイラーのうち石炭を燃焼させるもの(次項に掲げるものを除く。)	20以上	6	0.10	0.05	-	*既設は0.40
			4~20	6	0.20	0.10	0.20	
			4未満	6	0.30*	0.15	0.20	
5	1	ボイラーのうち令別表第1の8の項の中欄に掲げる触媒再生塔に附属するもの		4	0.20*	0.15	0.20	*既設は0.30
6	1	ボイラーのうち前各項に掲げるもの以外のもの	4以上	6※	0.30	0.15	0.20	*既設は0.40
			4未満	6※	0.30*	0.20	0.20	※当分の間Os
附	1	ボイラーのうち小型ボイラー(伝熱面積10m <sup>2</sup> 未満)で設置日がS60.9.10~H2.9.9のもの(H2.9.10~は上記基準を適用)		上記※	0.50	0.30		※上記各項目のうち該当するOnが適用される
7	2	ガス発生炉		7	0.05	0.03		
8	2	加熱炉		7	0.10	0.03	0.10	
9	3	焙焼炉	4以上	Os	0.10	0.05		
			4未満	Os	0.15	0.10		
10	3	焼結炉のうちフェロマンガンの製造の用に供するもの		Os	0.20	0.10		
11	3	焼結炉のうち前項に掲げるもの以外のもの		Os	0.15	0.10		

○ 「大気汚染防止法」のばい煙発生施設に関するばいじん排出基準

番号	令別表第1の番号	施設名	規模	On [%]	排出基準[g/m <sup>3</sup> N]			備考
					一般	特別	旧特別	
12	3	カ 煨焼炉	4以上	Os	0.20*	0.10	-	*既設は0.25
			4未満	Os	0.25**	0.15	0.20	**既設は0.30
13	4	金属精錬用溶鋳炉のうち高炉		Os	0.05	0.03		
14	4	金属精錬用溶鋳炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	4以上	Os	0.15	0.08	0.10	
			4未満	Os	0.15	0.08	-	
15	4	金属精錬用転炉	燃焼型	Os	0.10*	0.08		*燃焼型で既設は0.13
			燃焼型以外	Os	0.10	0.08		
16	4	金属精錬用平炉	4以上	Os	0.10	0.05		
			4未満	Os	0.20	0.10		
17	5	金属精製・鑄造用溶解炉	4以上	Os	0.10	0.05		*アルミニウムの地金若しくは合金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する既設の反射炉は0.30
			4未満	Os	0.20*	0.10		
18	6	金属加熱炉	4以上	11※	0.10*	0.08	0.10	*既設は0.15 **既設は0.25
			4未満	11※	0.20**	0.10	0.20	※当分の間Os
19	7	石油加熱炉	4以上	6	0.10	0.05	0.10	*潤滑油の製造の用に供する既設のものは0.18
			1～4	6	0.15	0.08	0.10	
			1未満	6	0.15*	0.08	0.10	
20	8	触媒再生塔		6	0.20*	0.15		*既設は0.30
21	8-2	燃焼炉		8	0.10	0.05	0.10	
22	9	窯業製品焼成炉のうち石灰焼成炉	土中釜	15	0.40	0.20	0.40	
23			土中釜以外	15	0.30	0.15	0.30	
24	9	窯業製品焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	4以上	10	0.10	0.05	0.10	
			4未満	10	0.10	0.05	-	
25	9	窯業製品焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	4以上	18	0.10	0.05		
			4未満	18	0.20	0.10		
26	9	窯業製品焼成炉のうち前各項に掲げるもの以外のもの	4以上	15※	0.15	0.08		※当分の間Os
			4未満	15※	0.25	0.15		
27	9	窯業製品溶融炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品(ガラス繊維を含む)の製造の用に供するもの	4以上	15	0.10	0.05	0.10	
			4未満	15	0.15	0.08	-	

○ 「大気汚染防止法」のばい煙発生施設に関するばいじん排出基準

番号	令別表第1の番号	施設名	規模	On [%]	排出基準[g/m <sup>3</sup> N]			備考
					一般	特別	旧特別	
28	9	窯業製品溶融炉のうち光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供するもの	4以上	16	0.10	0.05	0.10**	* 既設は0.30
			4未満	16	0.15*	0.08	-	**るつぼ炉を除く
29	9	窯業製品溶融炉のうち前2項に掲げるもの以外のもの	4以上	15	0.10	0.05	0.10*	*るつぼ炉を除く
			4未満	15	0.20	0.10	0.20*	
30	10	反応炉及び直火炉	4以上	6※	0.15	0.08	<u>0.10</u>	*活性炭の製造の用に供する反応炉は0.30(一般)、0.15(特別)
			1～4	6※	0.20	0.10	0.20	
			1未満	6※	0.20*	0.10*	0.20	※当分の間Os
31	11	乾燥炉のうち骨材乾燥炉	2以上	16※	0.50	0.20	<u>0.40</u>	* 既設は0.60
			2未満	16※	0.50*	0.20	<u>0.40</u>	※直接熱風乾燥炉はOs
32	11	乾燥炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	4以上	16※	0.15	0.08	<u>0.10</u>	* 既設は0.30
			1～4	16※	0.20*	0.10	0.20	**既設は0.35
			1未満	16※	0.20**	0.10	0.20	※直接熱風乾燥炉はOs
33	12	電気炉のうち合金鉄(珪素の含有率が40%以上のものに限る。)の製造の用に供するもの		Os	0.20	0.10		
34	12	電気炉のうち合金鉄の製造の用に供するもの(前項に掲げるものを除く。)及びカーバイドの製造の用に供するもの		Os	0.15	0.08		
35	12	電気炉のうち前2項に掲げるもの以外のもの		Os	0.10	0.05		

○ 「大気汚染防止法」のばい煙発生施設に関するばいじん排出基準

番号	令別表第1の番号	施設名	規模	On [%]	排出基準[g/m <sup>3</sup> N]			備考
					一般	特別	旧特別	
36	13	廃棄物焼却炉	焼却能力が <sup>※</sup> 4000kg/h以上	12	0.04	0.04		旧特別排出基準は、連続炉が <sup>※</sup> 0.10(規模4万m <sup>3</sup> N/h未満は0.20)、連続炉以外のものが <sup>※</sup> 0.40
			焼却能力が <sup>※</sup> 2000kg/h～4000kg/h	12	0.08	0.08		
			焼却能力が <sup>※</sup> 2000kg/h未満	12	0.15	0.15		
		同(H10.7.1)に現に設置されている施設)	焼却能力が <sup>※</sup> 4000kg/h以上	12	0.08	0.08	※備考を参照	
			焼却能力が <sup>※</sup> 2000kg/h～4000kg/h	12	0.15	0.15		
			焼却能力が <sup>※</sup> 2000kg/h未満	12	0.25	0.25		
38	14	銅・鉛・亜鉛精錬用焙焼炉	4以上	Os	0.10	0.05		
			4未満	Os	0.15	0.08		
39	14	銅・鉛・亜鉛精錬用焼結炉		Os	0.15	0.10		
40	14	銅・鉛・亜鉛精錬用溶鉱炉	4以上	Os	0.15	0.08	0.10	
			4未満	Os	0.15	0.08	—	
41	14	銅・鉛・亜鉛精錬用転炉	燃焼型	Os	0.15	0.08	—	
			燃焼型以外	Os	0.15	0.08	0.10	
42	14	銅・鉛・亜鉛精錬用溶解炉	4以上	Os	0.10	0.05	*既設は0.30	
			1～4	Os	0.20	0.10		
			1未満	Os	0.20*	0.10		
43	14	銅・鉛・亜鉛精錬用乾燥炉	4以上	16※	0.15*	0.08	0.10	*既設の気流搬送型は0.18
			4未満	16※	0.20**	0.1	0.2	**既設は0.30 ※直接熱風乾燥炉はOs
44	18	活性炭製造用反応炉		6	0.30	0.15		
45	20	アルミニウム精錬用電解炉		Os	0.05	0.03		
46	21	燐・燐酸・燐酸質肥料・複合肥料製造用	焼成炉	15	0.15	0.08		
47			溶解炉	Os	0.20	0.10		
48	23	トリポリ燐酸ナトリウム製造用乾燥炉	4以上	16※	0.10	0.05	0.10	※直接熱風乾燥炉はOs
			4未満	16※	0.10	0.05	—	

○ 「大気汚染防止法」のばい煙発生施設に関するばいじん排出基準

番号	令別表第1の番号	施設名	規模	On [%]	排出基準[g/m <sup>3</sup> N]			備考
					一般	特別	旧特別	
49	23	トリポリリン酸ナトリウム製造用焼成炉		15	0.15	0.08		
50	24	鉛の二次精錬等の溶解炉	4以上	Os	0.10	0.05		
			4未満	Os	0.20	0.10		
51	25	鉛電池製造用溶解炉	4以上	Os	0.10	0.05		
			4未満	Os	0.15	0.08		
52	26	鉛系顔料製造用溶解炉	4以上	Os	0.10	0.05		
			4未満	Os	0.15	0.08		
53	26	鉛系顔料製造用反射炉		Os	0.10	0.05		
54	26	鉛系顔料製造用反応炉(硝酸鉛の製造の用に供するものを除く。)	4以上	6※	0.05	0.03		※鉛酸化物の製造の用に供するものはOs
			4未満	6※	0.05	0.03		
55	28	コークス炉		7	0.15	0.10		
56	29	ガスタービン		16	0.05	0.04		～S63.1.31設置及び非常用は適用猶予
57	30	ディーゼル機関		13	0.10	0.08		非常用は適用猶予
58	31	ガス機関		0	0.05	0.04		非常用は適用猶予
59	32	ガソリン機関		0	0.05	0.04		非常用は適用猶予

- 注
- 1 ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
  - 2 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。
  - 3 備考中の「既設」は、S57.5.31までに設置された施設をいう。
  - 4 北九州市及び大牟田市においてS46.6.24～S57.5.31の間に設置の工事が着手された施設のうち、旧特別の欄の数値に下線があるもの(31の項及び43の項(湿り排出ガス量4万m<sup>3</sup>N/h以上)については直接熱風乾燥炉、30の項(湿り排出ガス量4万m<sup>3</sup>N/h以上)については熱源として電気を使用するもの、32の項(湿り排出ガス量4万m<sup>3</sup>N/h以上)については直接熱風乾燥炉又は熱源として電気を使用するものに限る。)については、旧特別排出基準が適用される。
  - 5 北九州市及び大牟田市においてS46.6.24～S57.5.31の間に設置の工事が着手された施設のうち、旧特別の欄に数値を記載しているもの(注4の施設を除く。)については、一般の排出基準と旧特別排出基準とを比較して、いずれか厳しいものが適用される。
  - 6 20,930.25kJ/kg = 5,000kcal/kg、23,023.275kJ/kg = 5,500kcal/kg